

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：32643

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2012～2013

課題番号：24830082

研究課題名(和文) 日本植民地の修身教育に関わる基礎研究 朝鮮を中心として

研究課題名(英文) Basic Study on the Moral Education in Japanese Colonies; Focusing on Korea

研究代表者

樋浦 郷子 (HIURA, Satoko)

帝京大学・理工学部・講師

研究者番号：30631882

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円、(間接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本植民地の学校教育の中で行われた修身教育について、朝鮮における初等教育の実態に即してその具体相の一端を明らかにした。具体的な課題接近方法として、次の方法を提示した。教科書の分析、御真影の実態調査、教育勅語謄本・神社・神棚・神宮大麻等の使用状況調査などである。このうち、御真影と神社神棚等の研究は計画どおり進展した。ただし教科書と教育課程の分析と御真影の教育段階別調査は、引き続き課題番号26590197で継続して実施することとなった。

研究成果の概要(英文)：This study made it clear how Korean school life was carried out under Japanese colonial rule. More specifically, the following plan was proposed for approaching the task; 1.The analysis on the educational process and textbooks in Colonies, 2. Research on the distribution of the Imperial Portraits, the Copies of the Imperial Rescript, building shrines and so on in colonies. In these challenges, most of them were carried out as planned. But such tasks like further investigation on official school texts and more detailed research on the Imperial Portraits are still to be challenged.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：教育史 朝鮮史 近代史

1. 研究開始当初の背景

戦前の日本では、天皇を崇敬させる教育のための手立てとして、次のような方法が採用されていた。第一に、明治期においては「巡幸」による学校訪問、第二に、明治中後期以降(1900年第三次教育令期以後)は学校儀式とそれを構成する教育勅語(1890年)謄本と御真影(天皇・皇后写真)の普及・定着である。

日本は1896年に台湾を領有して以後、1910年に「韓国併合」を行い、1915年からは南太平洋諸島の植民地化を開始した。そこで実施された日本式教育の実態は、これまで十分に研究が深化せず、日本内地の天皇崇敬教育を「押し付けた」、日本に「同化しようとした」などの半ば定式化した概括的叙述に終始してきた。

しかし、植民地の実態を考えるとそうした概括は妥当ではないと言える。上述した第一の点(「巡幸」による天皇の可視化)について考えてみると、台湾にも朝鮮にも、天皇の訪問(「行幸」)は一度も実施されなかった。第二の点(学校儀式と教育勅語・御真影)にかかわっては、日本内地のそれをそのまま用いることが不可能であった実相が、徐々に明らかにされつつある。例えば植民地朝鮮の朝鮮人対象の公立初等学校に対しては、御真影の下付はほぼ皆無と言える状況であった(樋浦郷子博士学位論文『植民地朝鮮の神社と学校』、2011年、第5章)。教育勅語を暗唱させるにあたっては、日本語を母語としない台湾人や朝鮮人の児童にとっては、テキストの意味付けを飛び越えた単なる「声」(音)に過ぎないものであった(例えば金昌国『ボクらの京城師範付属第二国民学校』2008年、朝日新聞出版、20頁)。そのような、日本内地と大きく異なる状況の中で構成される学校儀式は、そもそも言語の異なる現地の児童に「その場に座らせる」ことの指導さえ困難であったという証言も存在する(杉山とみ『カスウォンキル—ある日本人教師の自分史・上—』、コリアプロジェクト@富山、2010年、28頁)。

近年徐々に明らかになっているこうした実態をふまえて、日本内地において修身・天皇崇敬教育を実施するために不可欠な装置・道具立て(御真影・教育勅語)が、植民地の学校においてはほとんど何も利用できる状況にはなかったと言える。

これらの点に関わって第一に、教育理念上の植民地への不適合という側面から考察した先行研究として、駒込武と本間千景の研究を挙げることができる。教育勅語が理念上植民地教育に適合し得ないことについては駒込が明確化した(『植民地帝国日本の文化統合』、岩波書店、1996年、95頁-100頁)。さらに本間は、「韓国併合」直後の段階で、教育勅語を朝鮮人教育に用いることが不可能であったことが総督府内で議論されたこと、代替として『戊申詔書』の利用が企図さ

れたことを論証した(本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と日本』、思文閣出版、2010年、第一章)。

第二に、植民地における修身教育の課程と現地教育行政当局(総督府)で編纂された修身教科書の実態に関わって、朝鮮については本間(上掲、第一章)と佐野通夫(『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』、社会評論社、2006年、第一章第三節)、台湾については白柳弘幸らの仕事を挙げることができる(「公学校修身書における軍事教材」、『植民地教育体験の記憶 植民地教育史研究年報第7号』、日本植民地教育史研究会運営委員会、2005年)。

ただし、如上の研究はいずれも、次のような問題を含んでいる。まず教育理念領域の研究は、その実際のあらわれ方の多様で複雑なありかたをさらに明らかにする必要があることである。次に教育課程と教科書の領域の研究においては、例えば対象となる教科書の編纂時期の限定性(本間は「併合」前後、佐野は1920年代)あるいはテキスト・徳目を取り出して分析することにより、大きな歴史的文脈が見えづらいという問題が存在する。またあるいは、御真影等への拝礼に象徴されるような天皇を崇敬する思想と行為を「強要した」ことを前提とした検討からは「強要されなかった」という実態を見つけ出すことが疎かにされたり、その歴史上の意味が考察されないという問題を内包している。

2. 研究の目的

上述の先行研究をふまえて、本研究では具体的に以下の課題を設定した。

(1) 植民地朝鮮における修身教育のありさまを、欠如している「正規」の道具立ての補完物(特に、神棚や「皇国臣民誓詞ノ柱」など代替のモノと空間配置)に着目して検討すること。関連して、植民地において行われた神社参拝・神棚拝礼要求を、宗教(弾圧)の歴史としてだけでなく、御真影なき植民地における独自の教育実態として考察し叙述すること。

(2) 朝鮮において編纂された修身教科書とその指導のありようを、1910年から1945年までという歴史過程の中に位置づけて、具体的、多角的に考察すること。

(3) (1)と(2)の研究結果をふまえて、広く天皇制教育理念の植民地朝鮮の学校教育における展開を、日本内地・台湾におけるそれらとの比較において明らかにすること。

3. 研究の方法

平成24年度は主に上記(1)の遂行に努めることとした。(1)に関しては、御真影・教育勅語謄本等の道具立ての普及あるいは欠如状況の調査にまず着手し、欠如を補完するモノとしての「皇国臣民ノ誓詞」(誓詞を記した額や柱を含む)、神棚、神宮大麻、校内神社、地域の神社等の実態分析を行う計画を

立てた。

平成 25 年度は、前年度に引き続き(1)に関わる研究を継続し、次に(2)に着手することとした。(2)に関しては、朝鮮総督府編纂修身教科書について、編纂課程の歴史的展開を編纂趣意書等を用いて検討し、日本内地における修身教科書との比較分析を試みる予定とした。

4. 研究成果

2 において述べた研究目的の番号に即して述べる。

目的(1)

植民地期朝鮮における修身教育のありさまを、欠如している「正規」の道具立ての補完物(特に、神棚や「皇国臣民誓詞ノ柱」など代替のモノと空間配置)に着目して検討すること。関連して、植民地において行われた神社参拝・神棚拝礼要求を、宗教(弾圧)の歴史としてだけでなく、御真影なき植民地における独自の教育実態として考察し叙述すること。

成果(1)

博士学位論文を平成 23 年 11 月に提出し、それを平成 25 年 3 月に加筆の上出版することになった。その加筆のさなかに本研究が採択されたため、一部の成果を著書に加筆することができた。具体的には、御真影の「下賜」率と、朝鮮人教員の多寡は重要な関連性を有していることを発見した。

朝鮮人教員が多ければ多いほど、日本人支配者にとっては御真影の「不敬」事件を警戒する事態が生じたため、御真影を「下賜」しなかったというよりも、それが不可能だったということを実証することができた。

また、平成 25 年 11 月に実施した韓国の巨文島フィールドワークを通じて、正規な御真影ではない何らかの天皇の図像を、学校(私立普通学校)で掲げていた事例を発見した。日本内地とは異なり、複写御真影規程の存在しなかった朝鮮において、これは極めて重要な発見と推察されるが、さらなる史料上の裏付けによる実証が必要である。

目的(2)

朝鮮において編纂された修身教科書とその指導のありようを、1910 年から 1945 年までという歴史過程の中に位置づけて、具体的、多角的に考察すること。

成果(2)

第一に、朝鮮総督府編纂修身書において、朝鮮神宮独自の祭祀がいかに活用されたか、教科書に採用された図像を用いて明確化した。第二に、東書文庫、成城学園教育研究所等の訪問調査により、朝鮮総督府編纂修身書においては当初「不可視化」されていた天皇の図像が、1930 年代に徐々に「可視化」に転換してゆくことを発見した。ただし論文としての発表は今後の課題として、次期の課題番号 26590197(挑戦的萌芽研究)に引き継

ぐこととなった。

目的(3)

(1)と(2)の研究結果をふまえて、広く天皇制教育理念の植民地朝鮮の学校教育における展開を、日本内地・台湾におけるそれらとの比較において明らかにすること。

成果(3)

もっとも大きな成果として、小学校令・台湾公学校規程・朝鮮普通規程における学校儀式に関わる条文の比較検討を行ったことを挙げることができる。

朝鮮では、日本内地・台湾と異なり、学校儀式において「御影(天皇・皇后の写真)に対して最敬礼」という文言が存在せず、当初から御真影「下賜」が想定されていなかったことを論証した(下記論文、発表)。

また、神職の養成機関として認識されてきた官立学校である神宮皇学館について、神職より中等教育機関教員の輩出率が高く、師範学校同様に卒業生教員によるネットワークを形成し、卒業生の就業に関与していたことを明らかにした(発表)。このことも、植民地朝鮮における大きな特色とすることができる。結果として、植民地朝鮮において、神社と学校、神職と教員とを共時的・複眼的に研究するさらなる必要性も浮かび上がった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

樋浦郷子「植民地朝鮮の「御真影」—初等教育機関の場合」『日本の教育史学』第 57 集、教育史学会、査読有、2014 年 10 月(掲載決定済、印刷中)頁未定。

樋浦郷子「近代の神職高松四郎の研究—日光東照宮時代」『教育史フォーラム』第 8 号、教育史フォーラム・京都、査読有、2013 年 5 月、85 頁 94 頁。

[学会発表](計 4 件)

樋浦郷子「神職養成学校卒業生のネットワーク研究—神宮皇学館と朝鮮(その 2)」、アジア教育史学会定例研究会(明治大学) 2013 年 12 月 14 日。

樋浦郷子「『神社・学校・植民地』の縦軸と横軸—三者を結ぶ意味」日本教育学会第 582 回例会(謙堂文庫) 2013 年 9 月 28 日。

樋浦郷子「自学する朝鮮人児童 植民地下の夏季学習帳」、教育史フォーラム・京都第 32 回研究会(京都大学) 2013 年 8 月 31 日。

樋浦郷子「植民地朝鮮の御真影—不在と偏在」、教育史学会第 56 回大会(お茶の水女子大学) 2012 年 9 月 23 日。

〔図書〕(計 1 件)

樋浦郷子『神社・学校・植民地—逆機能する朝鮮支配』、京都大学学術出版会、2013年3月、全372頁。

ただし、本研究採択以前の研究に本研究の一部を取り入れたもの。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者 樋浦 郷子
(HIURA Satoko)
帝京大学・理工学部・講師
研究者番号：30631882

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：